

# 制度改正の主なポイント

## 1. 「居住費」や「食費」は、介護保険の給付の対象外に

- 介護保険サービスにおいては、「居住費」※や「食費」は、保険給付の対象外となり、在宅の場合と同じように、利用者の方にお支払いいただくことが原則となります。

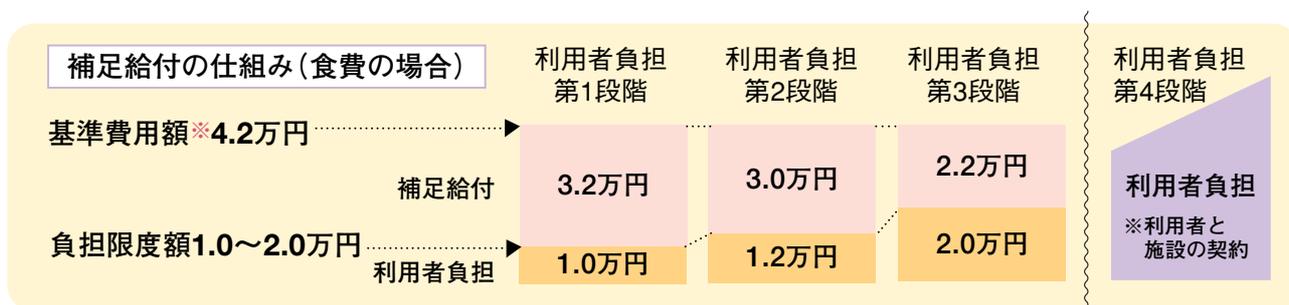
※ショートステイの場合は「滞在費」と呼びます。

- 今回の見直しで保険給付の対象から外れるのは、次の費用です。
  - ① 介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)における「居住費」及び「食費」
  - ② ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)における「滞在費」及び「食費」
  - ③ デイサービス(通所介護)、デイケア(通所リハビリテーション)における「食費」

## 2. 所得の低い方は居住費・食費の負担が低く抑えられています

### 所得の低い方には負担の限度額を設定 施設には補足給付(=特定入所者介護サービス費)を支給

- 居住費や食費の具体的な水準は、利用者と施設との契約によることが原則となりますが、所得の低い方には負担限度額を設け、施設には平均的な費用(=基準費用額)と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み(=補足給付)を新たに設けます。



※施設において現に要した費用が平均的な費用を下回る場合には、現に要した費用が基準費用額となります。

- 補足給付の対象となるのは、利用者負担第1段階～第3段階の方であり、具体的には、次のとおりです。

利用者負担段階	対象者
所得の低い方	第1段階 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者</li> <li>● 生活保護受給者</li> </ul>
	第2段階 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方</li> </ul>
	第3段階 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村民税世帯非課税であって、(課税年金収入が80万円超)利用者負担第2段階以外の方 (266万円未満の方など)</li> </ul>
第4段階	● 上記以外の方

施設入所されている方の約6割(特養の場合は約8割)が該当

### 3. このほかの所得の低い方に関する施策

#### 1 高額介護サービス費の見直し

利用者負担第2段階の方

- 現在、保険給付の1割は利用者の方にご負担いただいておりますが、1割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻される仕組み(=高額介護サービス費の支給)があります。
- 利用者負担第2段階の方については、この負担上限額を引き下げることとしています。

現行 **24,600円/月**



見直し後 **15,000円/月**

※在宅、施設共通。平成17年10月より適用。

#### 2 社会福祉法人による

#### 利用者負担軽減制度の運用改善

利用者負担第3段階の方も

- 現在、社会福祉法人が運営主体となっている特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の各サービスについては、法人が利用者負担を軽減した場合、国や地方自治体はその費用の一部を公費で補う仕組みがあります。
- 利用者負担第3段階のうち、所得の低い方がこの軽減の対象となるよう、対象者の年収要件を150万円に引き上げるなど、運用改善を行うこととしています。

#### 社会福祉法人による利用者負担軽減制度の見直しのポイント

##### 対象者の要件

市町村民税世帯非課税者であって、次の要件の全てを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして、市町村が認めた方。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

##### 減額割合

減額割合は1/4(利用者負担第1段階の方は1/2)を原則とする。

